

学校心理士資格更新手続き細則

2001年11月25日 制定

2003.3.1, 2003.11.16, 2005.1.8, 2005.12.3, 2006.2.19, 2006.4.23, 2007.12.8, 2010.11.14, 2010.1.23, 2011.3.30, 2011.7.10, 2012.4.14, 2012.6.23, 2013.11.10, 2014.6.28, 2016.6.11, 2019.1.26, 2019.6.8, 2021.2.20, 2024.2.17, 2025.2.15, 2025.11.8 改定

本細則は、学校心理士資格認定細則第6条及び学校心理士資格認定手続き細則第9条に基づいて、学校心理士の資格更新の手続きについて定めるものである。

- 1 学校心理士は、心理教育援助サービスの質の更なる向上をめざし、教育研修を継続しなければならない。
- 2 学校心理士は、その資格認定を得た日より満5年を経過する前日までに、下記のAからRに示す教育研修機会及びZのうち、Aを1ポイント以上含み、計10ポイント以上を取得していなければならない。

付記 本細則の改定は、認定委員会の議を経て、一般社団法人 学校心理士認定運営機構（以下「学校心理士認定運営機構」という）理事会の承認を得るものとする。

記

以下のポイント取得に関わる内容については、資格更新時に学校心理士資格認定委員会が判定することとする。
なお、これらの更新に関する活動は、資格認定を受けた時点以降のものとする。

●下記の研修会等への参加

1. 学校心理士認定運営機構、学校心理士資格認定委員会または日本学校心理士会が主催もしくは共催する研修会
2. 学校心理士認定運営機構の社員である学会及び連携する団体の年1回の総会（大会）で開催される講演やシンポジウム、研修会
 - ・社員である学会：日本LD学会、日本教育心理学会、日本特殊教育学会、日本発達障害学会、日本発達心理学会、日本応用教育心理学会、日本学校カウンセリング学会、日本学校心理学会、日本学校メンタルヘルス学会、日本コミュニケーション障害学会、日本生徒指導学会
 - ・連携する団体：日本スクールカウンセリング推進協議会、公認心理師試験研修センター、日本公認心理師協会、日本発達障害ネットワーク、「教育・発達」心理資格連絡協議会
3. 日本学校心理士会地方ブロックが主催する研修会

A 受講者 1コマ 1ポイント

1コマ2時間以上を1ポイントとする。1日に2コマ以上実施する研修会や2日以上の複数コマの連続した研修会については、講師が異なり研修内容が異なると認められる場合のみ、各コマに1ポイントずつを与えることができる。各コマが異なる研修内容と認められない場合は、連続した一連の研修会で1コマとみなされ1ポイントしか与えられない。

●学校心理士資格認定委員会が認める研修会への参加

B 1 受講者 1コマ 1ポイント

1コマ2時間以上を1ポイントとする。1日に2コマ以上実施する研修会や2日以上の複数コマの連続した研修会については、講師が異なり研修内容が異なると認められる場合のみ、各コマに1ポイントずつを与えることができる。各コマが異なる研修内容と認められない場合は、連続した一連の研修会で1コマとみなされ1ポイントしか与えられない。

●所属支部の支部長が認める自主研修会への参加

B 2 年3回以上の参加で 0.5 ポイント

・自主研修会は4月1日から翌年3月31日までの1年間に5回以上開催し、3回以上参加した者に0.5ポイントを与えるものとする。自主研修会のB2ポイントを資格更新時に利用するときは、上限を3ポイントとする。

- ・自主研修会は、学校心理士6名以上を含む8名以上の会員から構成され、その代表は、学校心理士とする。
- ・自主研修会会員が所属する支部の支部長は、申請書及び会員リストを年度当初に認定委員会に送り、承認を得るものとする。
- ・自主研修会代表は、支部長に会員の出欠を含む実施報告書を毎回提出するものとする。
- ・支部長は、自主研修会の開催期間終了後速やかに、所定の書式の自主研修会開催報告書を、認定委員会に提出するものとする。

●AまたはB 1の研修会への講師としての参加

C 1	1人の講師の場合	講師	1コマ	2ポイント
C 2	2人以上の講師の場合	講師	1コマ	1.5ポイント

●学校心理士資格認定委員会が認めるスーパービジョンの体験

- ・スーパービジョンとは、1つの事例に対して3回以上の指導および助言を行ったものを1ケースとする。なお、D, E 1, E 2はいずれか1つのみを有効とし、最大4ポイントまでとする。
- D スーパーバイザーとしての体験 1ケース 3ポイント
- E 1 スーパーバイジーとしての体験 (学校心理士スーパーバイザー以外による場合) 1ケース 3ポイント
- E 2 スーパーバイジーとしての体験 (学校心理士スーパーバイザーによる場合) 1ケース 4ポイント

●日本学校心理士会年度大会、学校心理士認定運営機構の社員である学会の総会・大会または学校心理士資格認定委員会が認める心理学関係の学会の年次総会・大会への参加。なお、1つの年次総会・大会においては、以下のポイント数のうち最も高いもの1つのみを有効とし、最大3ポイントまでとする。

F	総会・大会での単独発表または連名発表の筆頭者	3ポイント
G	総会・大会でのシンポジウム等の企画者、司会者、話題提供者、指定討論者	3ポイント
H	総会・大会での連名発表の連名発表者 (筆頭以外)	1ポイント
I	総会・大会への参加	1ポイント

●学校心理士認定運営機構の社員である学会または学校心理学に関する学会研究誌、機関誌などへの学校心理学に関する研究論文の発表

J 1	単著 (査読あり) , 共著の筆頭発表者 (査読あり)	5ポイント
J 2	単著 (査読なし) , 共著の筆頭発表者 (査読なし)	3ポイント
K 1	共著の筆頭者以外 (連名発表者) (査読あり)	3ポイント
K 2	共著の筆頭者以外 (連名発表者) (査読なし)	2ポイント

●大学・研究所などの紀要・市販の専門雑誌等

L	単独または共著の筆頭者	3ポイント
M	共著の筆頭者以外	1ポイント

●学校心理士資格認定委員会が認める学校心理学関係の著書の出版または執筆

N	単著	5ポイント
O	共著	2ポイント

●学校心理士資格認定委員会が認める海外での学会、研修会への参加

P	学校心理士資格認定委員会が企画又は主催する学校心理学に関する海外研修	5ポイント
Q	学校心理学に関する国際学会、会議、研修会などに出席かつ筆頭発表	3ポイント
R	学校心理学に関する国際学会、会議、研修会などに出席かつ連名発表	2ポイント

●その他

Z	学校心理士資格認定委員会が認めた学校心理士としての活動で、認定委員会のポイント証明があるもの	1ポイント
---	--	-------

Zポイントを資格更新時に利用するときは、上限を5ポイントとする。

附 則

- 1 この細則は、2024年2月17日から施行する。
- 2 改定後の細則は、2024年度資格取得者及び資格更新者から適用し、2025年度以降更新対象者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、2025年2月15日から施行する。
- 2 改定後の細則は、2025年度資格取得者及び資格更新者から適用し、2026年度以降更新対象者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、2025年11月8日から施行する。